ネット選挙解禁にともなう大学生の選挙違反リスクと意識調査：大学生による選挙違反の可能性の調査と改善提案

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-01-01 キーワード (Ja): キーワード (En): net election, net flaming, ICT literacy education 作成者: 田代, 光輝 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/5819

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

ネット選挙解禁にともなう大学生の選挙違反リスクと意識調査

～大学生による選挙違反の可能性の調査と改善提案～

田代　光輝[†1]

要　　約

2013年４月に公職選挙法が改正され、インターネットを利用した選挙運動解禁された。

しかしその他の禁止事項、未成年の選挙活動や選挙期間以外の選挙活動は禁止されたままである。大学生へのアンケートでも未成年のうち47%が「自分は選挙運動をしてもよい」と思っている。

また外国のサービスであるtwitterを使うのは違法と考える割合が29%、投票日当日に選挙運動をしてもよいと考える割合が33%、ネット更新のアルバイト（買収）をしても良いと考える割合が44%など、選挙制度に関して十分知識があるとは言えない。

SNSやミニブログの利用率が高まっている中、今後無意識のまま選挙違反をしてしまう可能性が高まっているといえる。

本論においてリスクの洗い出しと、大学生の認識調査を分析するとともに、今後の法改正に対しての提案を行う。

１．はじめに

2013年４月に公職選挙法が改正され、インターネットを利用した選挙運動（以下：ネット選挙）解禁された。

しかしそれまでの禁止事項は改正されていない。未成年がSNSなどで特定候補を応援すると１年以下の懲役もしくは30万円以下の罰金が科せられる可能性があるなど、多くの矛盾を抱えたままである。

大学生へのアンケートでも未成年のうち47%が「自分は選挙運動をしてもよい」と思っている。

未成年に成年も交えてみても、外国のサービスであるtwitterを使うのは違法と考える割合が29%、投票日当日に選挙運動をしてもよいと考える割合が33%、ネット更新のアルバイト（買収）をしても良いと考える割合が44%など、選挙制度に関しての誤解がある。

SNSやミニブログの利用率が高まっている中、今後無意識のまま選挙違反をしてしまう可能性が高まっているといえる。

本論においてリスクの洗い出しと、大学生の認識調査を分析するとともに、今後の法改正に対しての提案を行う。

[†1]大妻女子大学　社会情報学部　非常勤講師／多摩大学　情報社会学研究所　客員研究員

2．ネット選挙とは

2.1　選挙運動とは

日本における選挙運動とは「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」（総務省2013－１）である。

公職選挙法により選挙期間や選挙の方法などが定められている。

2.2　ネット選挙とは

インターネットを利用した選挙運動（以下：ネット選挙）は、長らく公職選挙法の規定により禁止されているとされていた。ディスプレイに映し出される画像が「図画」にあたるという総務省判断による（総務省2013－２）ものである。

この規定は2013年４月に以下の様に改正された。

--

公職選挙法　第百四十二条の三

第百四十二条第一項及び第四項の規定にかかわらず、選挙運動のために使用する文書図画は、ウェブサイト等を利用する方法（中略）により、頒布することができる。

2.3　ネット選挙解禁でできること

ネット選挙解禁に伴い、２つのことが出来るようになった。１つはWebサイトを利用した選挙運動、もう１つメールを利用した選挙運動である。

Webサイトを利用した選挙運動はブログやSNS、ミニブログ、動画共有サービスなどを利用したものである。街頭演説日程の公開や、街頭演説の動画の公開、公約の公開などが可能になった。

メールを利用した選挙活動は、政党と立候補者のみに限られている。これはメールによる誹謗中傷やなりすましによるリスクを減らすためである

2.4　ネット選挙に関わる禁止事項

2013年４月のネット選挙解禁は「図画頒布」の規制を解除したものにとどまっており、以下のような規制は残ったままである。

2.4.1　未成年による選挙運動の禁止

公職選挙法第百三十七条による未成年の選挙運動は禁止のままである。

--

公職選挙法　第百三十七条の二　　年齢満二十年未満の者は、選挙運動をすることができない。

２　　何人も、年齢満二十年未満の者を使用して選挙運動をすることができない。但し、選挙運動のための労務に使用する場合は、この限りでない。

--

これはネット選挙に対しても同じで、ブログやSNS、ミニブログなどを利用して特定政党や特定候補への投票を働きかけることができない。

2.4.2　事前運動や投票日当日の選挙運動の禁止

公職選挙法第百二十九条の規定により、選挙期間中以外は選挙運動をすることができない。

公職選挙法　第百二十九条　　選挙運動は、各選挙につき（中略）公職の候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日まででなければ、することができない。

例えば選挙期間前や投票日当日（以下：期間外運動）にブログやSNS、ミニブログなどで「○○さんに投票しよう。」などと書きこんでしまうだけで選挙違反となってしまう。

2.4.3　買収やその他の禁止事項

第百九十七条の二にあるウグイス嬢と手話通訳以外への報酬支払の禁止や、第百四十二条の五にある「落選運動の規制」などがある。

ネットの更新はある程度の知識が必要である。また候補者は選挙期間中多忙を極めるため、ネットの更新を第３者に依頼したいというニーズは発生する。その際に大学生がアルバイトとして手伝

えば「買収」にあたり、場合によっては候補者の当選取り消しに至る可能性もある。

また候補者に対して落選させるための運動は公職選挙法で禁止されていない。今回の改正でネット上の落選運動のみに連絡先の表示義務等の規制が設けられた。

2.5　ネット選挙の矛盾とリスク

ネット選挙解禁にともない、テレビや新聞などでもネット選挙の話題が大きく取り上げられた。しかしその多くが「できること」へのフォーカスであり、未成年の禁止等が依然として続いていることの周知は不十分なものが多い。

そもそもネット選挙解禁は法改正の趣旨説明にあるとおり、政治参加の促進を図るのがその目的の１つとされている。

――

本法律案は、近年におけるインターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁しようとするものであります。

（法案趣旨2013）

――

インターネットは若年層の利用率が高く［図１］、投票率の低い［図２］若年層の投票率アップを意図しているとされている。その一方で未成年の選挙活動は禁止されたままであり、なおかつ下記のような罰則を伴うというのは大きな矛盾であるといえる。

――

公職選挙法　第二百三十九条　　次の各号の一に該当する者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一　　第百二十九条、第百三十七条、第百三十七条の二又は第百三十七条の三の規定に違反して選挙運動をした者

――

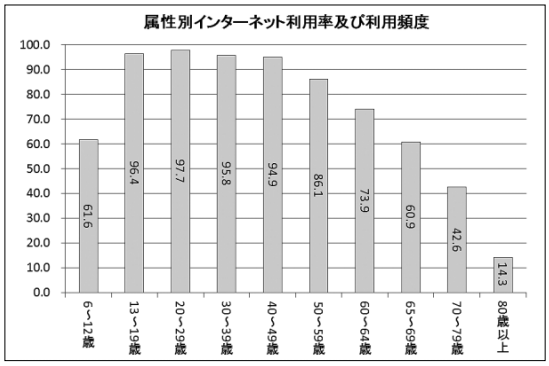

図１　インターネット利用率調査（総務省2013－３）

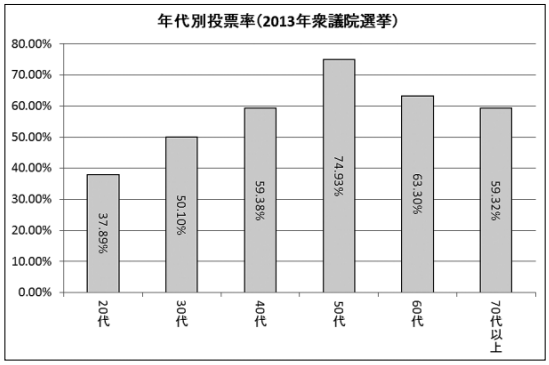

図２　世代別投票率　2013年衆議院選挙
（明るい選挙2013）

３．調査から見えるネット選挙解禁にともなうリスク

ネット選挙解禁に伴うリスクを４つ提示する。

3.1　未成年による選挙違反のリスク

最も懸念されるのが未成年による選挙違反のリスクである。

未成年はどんな事情であれ現在のところ選挙運動を禁止されている。これはネット選挙も含まれる。

これまでの選挙は候補者自ら選挙カーに乗り込んで遊説するなどが主である。

選挙事務所を中心とした選挙運動であるために、ある程度知識がある大人がそばにいて、未成年に注意することが出来た。

しかしネット選挙が解禁され、未成年は大人が

そばにいない状態で勝手に特定候補や政党を応援することが出来る。特にスマートフォンをもって自室にいるときに何気なくボタンを押しただけでも選挙運動が出来る。

総務省が出したパンフレット（総務省2013－4）によれば、SNS のリツイートやシェアを利用することも選挙違反であるとされている［図３］

リツイートやシェアはボタン１つで行える行為である。特に親せき縁者が立候補しているなど、選挙への意識が高まれば違反してしまう可能性は高い。相手陣営と激しく争っているような場合、相手陣営から「未成年が選挙運動をしている」と通告されることも考えられる。そうなれば警察も動かざるを得ない。

図３　総務省のパンフレットより

3.2　事前運動や投票日当日のリスク

外国では米国大統領選挙の様に予備選挙を含めて１年以上も活動する例もある。しかし日本では選挙期間が定められ、選挙期間以外の選挙運動（以下：期間外運動）を禁止している。

図４は Google　trend で「自民党・民主党・みんなの党・維新の会・共産党」の検索数である。選挙期間の平均が9.2ポイントであるのに対して、投票日は59.6ポイントと、約６倍になっている。情報を得ようとして検索している状況が見てうかがえる。投票日当日は選挙への関心ももっとも盛り上がっているときである。応援している候補に対して投票を依頼してしまうことは自然な流れである。口頭ベースであれば第３者に発見されるリスクは低い。しかしそれをネットで公開してしまえば発見され通報されるリスクが高まる。

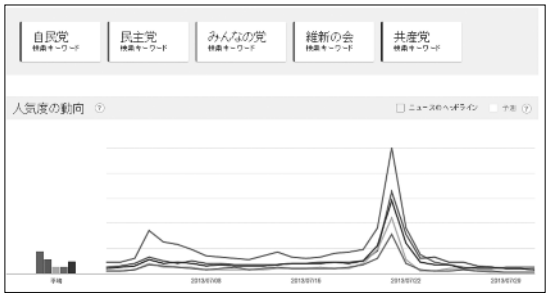

図４　Google trend より　各政党の検索数

3.3　買収のリスク

買収はネット選挙解禁に関わらず、大学生が巻き込まれてきた。2007年の参議院選挙において、神奈川選挙区から立候補した小林温陣営が大学生20数名に現金を渡してビラ配りなどのアルバイトをさせたとして買収罪で逮捕。小林候補は責任を問われ議員辞職をした（朝日新聞　2007）

ネット選挙解禁となり大学生に対するリスクがまた１つ増えたといってよい。ネットの更新はある程度の慣れが必要である。選挙運動の中心である高齢者はネットに不慣れな層が多く、若年層に依頼することが予測される。

しかし無償奉仕として１週間～２週間近くある選挙期間、候補者に張り付いてネットを更新するボランティアがすべての候補者についているわけではない。

今後、ネットが選挙において重要な役割をしめればしめるほど買収のリスクが高くなるといえる。

3.4　誤解に基づくフレーミングのリスク

在日外国人による選挙運動、落選運動、候補者以外の勝手連的なネット中継などはいずれも合法（禁止されてない）である。しかし誤解に基づいて「違反である」などしてしまえば、逆にあげ足とり的に祭り上げられる、いわゆる炎上のリスクがある。

民主主義における政治とはそもそも「もめる話題」を多数決によって決めていくという仕組みである。選挙は議決権を争う「闘争」の側面もあり、大いに揉める事柄である。

例えば外交問題に関してある一方の意見を支持するようなことをネット上で公開すれば反対陣営から反論がくる。

その反論の中で、前述のような誤解に基づいて「お前のやっていることは違法である」といって咎められる可能性がある。

4．ネット選挙の認知度調査

4.1　大学生への調査

ネット選挙開始に際して、2013年５月から６月にかけて、大妻女子大学社会情報学部、自由が丘産能短期大学経営情報コース、東京大学情報学環でアンケート調査を行った。大妻は１年生の授業で、産能学は２年生の授業で、東京大は社会人向けの授業で調査をした。［表１］

サンプル数は大妻がN＝120、産能がN＝58、東大がN＝34である。

4.2　自らのことに関しての調査

まず、自らのこと関して調査をした。未成年・成年の割合、ネット選挙の認知度、候補者以外の選挙運動の認知度、未成年の選挙運動禁止の認知度である。

4.2.1　未成年・成年の割合

大妻は未成年が116名、成年が４名、産能は未成年が42名、成年が16名、東大は34名すべてが成年である。

4.2.2　ネット選挙解禁の認知度、大学生は半数以下

ネット選挙が解禁されたことを知っていたのは大妻が46%、産能が48%で、半数近くがネット選

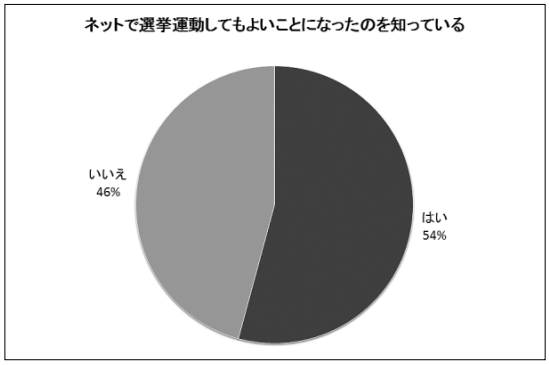

図５　ネットで選挙運動してもよいことになったのを知っている

表１　ネット選挙に関する調査

		大妻女子大			産　能　大			東　京　大			合　　計		
	正解	○	×	正答率	○	×	正答率	○	×	正答率	○	×	正答率
私は７月４日の段階で選挙権をもっている		4	116	3%	16	42	28%	34	0	100%	54	158	25%
ネットで選挙運動してもよいことになったのを知っている	○	56	66	46%	28	30	48%	32	2	94%	116	98	54%
候補者以外でもネットで選挙運動をしてもよいのを知っている	○	20	100	17%	9	49	16%	15	17	47%	44	166	21%
私はネットを使って選挙運動をしてもよいと思う（未成年のみ抽出）	×	83	29	26%	4	37	90%	0	0		87	66	57%
外国のサービスである twitter で応援するのは違法だ	×	27	93	78%	23	35	60%	11	21	66%	61	149	71%
候補者以外でも街頭演説をネット中継してもよい	○	46	70	40%	4	54	7％	15	19	44%	65	143	31%
落選運動（あの人を当選させるな等）は違法だ	×	85	35	29%	13	44	77%	24	10	29%	122	89	42%
投票日当日にネットで選挙運動をしてもよい	×	64	54	46%	2	56	97%	4	30	88%	70	140	67%
候補者のネット更新を手伝ってバイト代を貰ってもよい＃バイト代として日当一万円を貰う場合	×	54	69	56%	27	31	53%	14	20	59%	95	120	56%
選挙カーでウグイス嬢をしてバイト代を貰ってもよい＃バイト代として日当一万円を貰う場合	○	84	38	69%	29	29	50%	23	11	68%	136	78	64%
在日外国人が選挙運動するのは違法だ	×	33	87	73%	31	27	47%	18	16	47%	82	130	61%

挙解禁を知らなかった。20代の投票率が37%であることを考えると、選挙や政治に過半数が興味を示していないといえる。

東大の認知率は94%、成年が多く選挙に関心がある層は解禁を知っていたといえる。［図５］

4.2.3　候補者以外の選挙運動の認知は低い

選挙運動は候補者以外でもできるということの認知度も低い。大妻が17%、産能が16%、東大が47%、全体で21%である。

選挙は候補者と政党だけが行うものであるという認知が過半数以上である［図６］

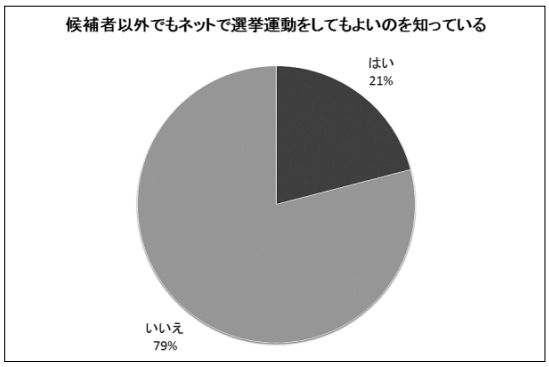

図６　候補者以外でもネットで選挙運動してもよいのを知っている

4.2.4　私は選挙運動をしてもよい（未成年）

自分が選挙運動をしても良いかどうかの問いについて未成年のみを抽出して集計をしたところ、大妻と産能で大きな違いが出た［図７］

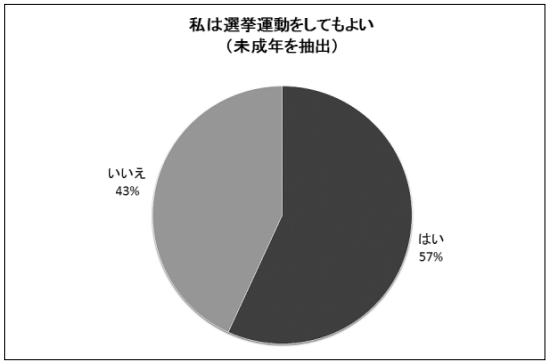

図７　私は選挙運動をしてもよい（未成年）

「私はネットを使って選挙運動してもよいとおもう」に対して大妻は26%、産能は90%がいいえを選択している。大妻のアンケートが６月初旬、産能が６月後半である。産能で調査した際には大学内外での未成年の禁止が周知されていたためと考えられる。

4.3　大学生の意識調査・その２

次に公職選挙法の内容について、どの程度知られているかを調査した。事例を挙げて違法か合法化を○×形式で質問をした。

4.3.1「外国のサービスである twitter で応援するのは違法だ」という問いの正答率は71%

公職選挙法で外国のサービスの利用は禁止されていない。「外国のサービスである twitter で応援するのは違法だ」という問いの正答は「×」である。

この問いに対して大妻が78%、産能が60%、東大が66%、平均で71%の正答率だった［図８］

twitter の利用率は90%を超えている（利用調査2013より）が、外国のサービス関して約３割（29%）が違法であると回答した。

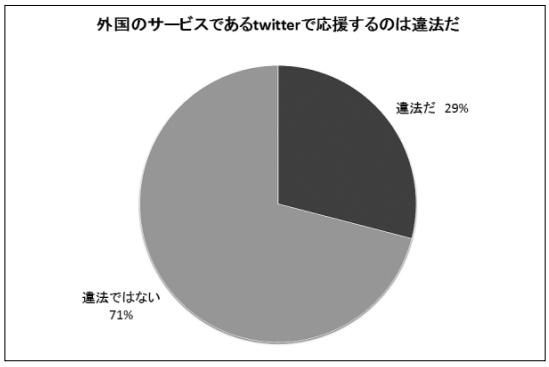

図８　外国のサービスであるツイッターで応援するのは違法だ

4.3.2　候補者以外でも街頭演説をネット中継してもよいというのは29%

候補者によるネット中継は解禁されている、有権者によるネット中も禁止されていない。「候補

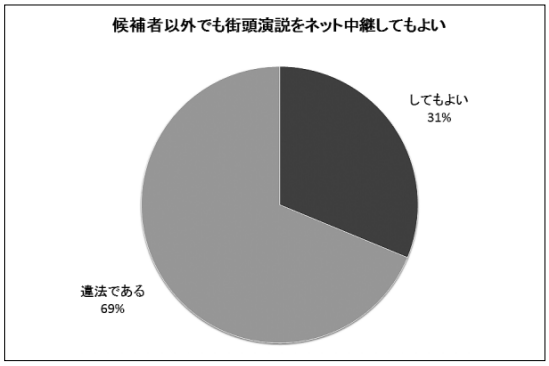

図９　候補者以外でもネット中継してもよい

者以外でも街頭演説をネット中継してもよい」という問いの正答は「○」である。

この問いに対して大妻が40%、産能が７%、東大が44%、平均で31%の正答率だった［図９］

4.3.3 「落選運動（あの人を当選させるな等）は違法だ」と思う人は56%

選挙運動は「当選を得るための運動」であるため、当選を得させないための運動である落選運動はこれまでは公職選挙法の適用外であり、法律で禁止されていなかった。

2013年の公職選挙法改正により、ネットを利用した落選運動が規定された。ネットを利用した落選運動を行うためには名前や連絡先を明記する義務が課せられた。しかし落選運動そのものは依然として禁止されていない。

「落選運動（あの人を当選させるな等）は違法だ」という問いの正答は「×」である。この問いに対して大妻が29%、産能が77%、東大が29%、平均で42%の正答率だった［図10］

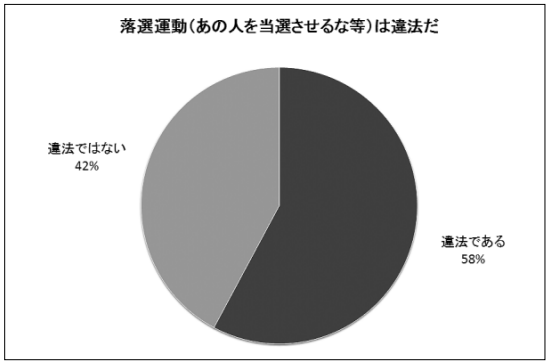

図10　落選運動は違法だ

2013年の参議院選挙では民主党の菅直人元総理大臣が自由民主党への不当票をネットで呼びかけるなど、ネットを利用した落選運動も見受けられた。しかし過半数が「違法」と認識しているように、倫理的に落選運動を受け入れられる土壌がなく、菅元総理の運動も広がりを見せなかった。

4.3.4 「投票日当日にネットで選挙運動をしてもよい」と思う人は67%

投票日当日は選挙期間ではないために選挙活動が禁止されている。もちろんネット選挙もこの規制に含まれている。「投票日当日にネットで選挙運動をしてもよい」という問いの正答は「×」である。

この問いに対して大妻が46%、産能が97%、東大が88%、平均で67%の正答率だった［図11］。

約1/3が投票日当日の選挙運動の禁止を認知していない。投票日当日は成年であったとしても選挙活動は禁止されているので、触法予備軍が多く存在しているといえる。

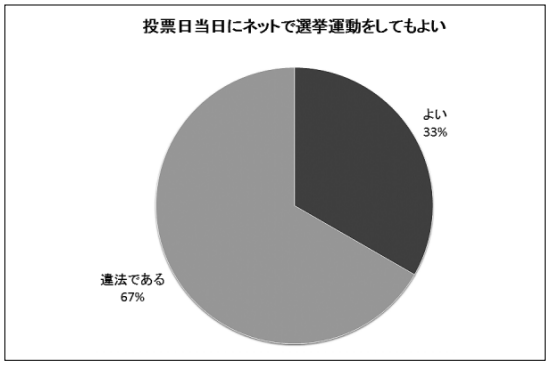

図11　投票日当日にネットで選挙運動をしてもよい

4.3.5 「候補者のネット更新を手伝ってバイト代を貰ってもよい＃バイト代として日当１万円を貰う場合」の正答率は56%

選挙運動に関して報酬を受け取ることが出来るのはウグイス嬢と手話通訳のみである。ビラ配りなどでアルバイトを雇うと買収罪にあたる。場合

によっては当選無効となることもある。

これはネットの更新も含まれる。ネット更新のアルバイトとして日当を貰えば買収罪にあたる。「候補者のネット更新を手伝ってバイト代を貰ってもよい」という問いの正答は「×」である。この問いに対して大妻が56%、産能が53%、東大が59%、平均で56%の正答率だった［図12］

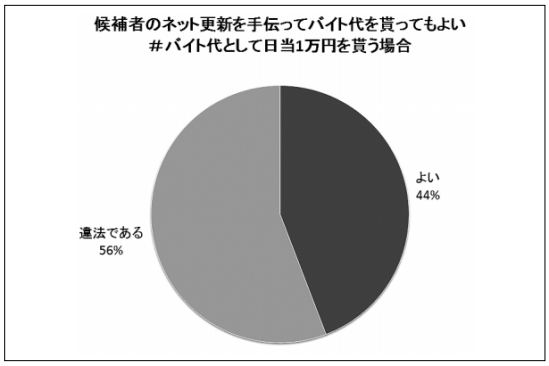

図12　候補者のネット更新を手伝ってバイト代を貰ってもよい

4.3.6「選挙カーでウグイス嬢をしてバイト代を貰ってもよい＃バイト代として日当一万円を貰う場合」の正答率は64%

ウグイス嬢と手話通訳は公職選挙法第百九十七条の二に基づいて報酬を得ることが出来る。

「選挙カーのウグイス嬢をしてバイト代を貰ってもよい」という問いの正答は「○」である。この問いに対して69%、産能が50%、東大が68%、平均で64%の正答率だった［図13］

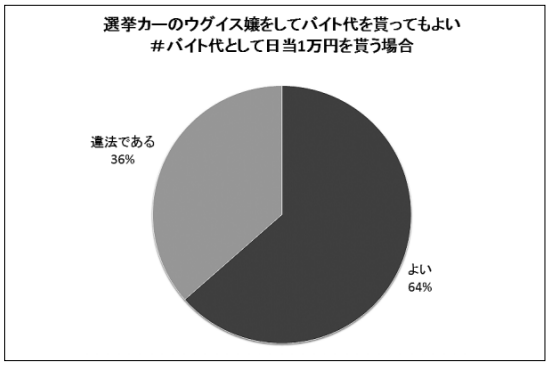

図13　選挙カーのウグイス嬢をしてバイト代を貰ってもよい

4.3.7「在日外国人が選挙運動をするのは違法だ」の正答率は61%

公職選挙法では在日外国人による選挙運動を禁止していない。在日外国人による選挙運動は合法である。

「在日外国人が選挙運動をするのは違法だ」という問いの正答は「×」である。この問いに対して大妻が73%、産能が47%、東大が47%、平均で61%の正答率だった［図14］

投票の権利は日本国籍をもつ成人に限られている。選挙運動に関しては投票の権利と混同されているようで、正答率は61%となっている。

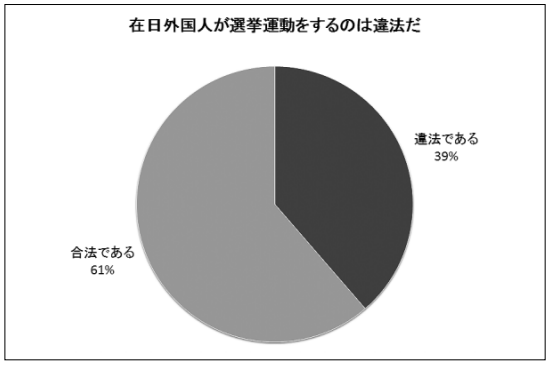

図14　在日外国人が選挙運動をするのは違法だ

5．今後の法改正への期待と提案

今回の法改正はネット選挙解禁を優先したがゆえに、解禁に伴うリスクの洗い出しが出来ていない。

ネット選挙解禁にともない4章であげた「未成年のリスク」「事前運動、投票日当日のリスク」「買収のリスク」「フレーミングのリスク」などが高まっている。

大妻と産能のデータの違いから見られるように、未成年の選挙運動禁止は周知を徹底することでリスクを軽減することが出来る。

しかしリスクが0にならない限りインシデントは起こりうる。今後の法改正に対して以下のような提案をしたい。

5.1 未成年の選挙運動の罰則をなくす

ネットの利用率が高まる中、未成年の選挙運動を禁止し罰則を設ける続けることは、未成年を犯罪者にすること以外のなにものでもない。未成年の意識も低く、56%しか「禁止」されていることを認識していない。

しかし単純な解禁は街頭演説などに候補者の子供が駆り出される可能性を高める可能性がある。

そのため、未成年はネット選挙のみを解禁し、第百三十七条の二に3として「未成年によるインターネットを利用した選挙活動においてはこの限りではない」もしくは「未成年はインターネットの利用した選挙活動をすることが出来る」とする必要がある。

5.2 期間外運動のリスク回避

期間外運動については未成年に限らずすべての人にリスクがある。全員成年である東大でのアンケートでも12%が投票日当日の選挙運動の禁止を知らなかった。

しかしネットに関しては選挙期間を設けないというのも難しい。公職選挙法の趣旨であるお金のかからない選挙運動に反するからだ。

期間外運動については周知を徹底するとともに、学校教育の中での啓蒙が必要である。

5.3 買収のリスク回避

インターネットの操作はある程度の慣れが必要である。また写真や動画の加工にも専門的な知識が必要となる。

買収に関しては56%しか認識されておらず、リスクが最も高い案件の1つと言える。

今後選挙運動に対してインターネットの役割が高くなることが予測される。ウグイス嬢や手話通訳のような技量を用いた役務として認定し、第百九十七条の二の3にインターネットに関わる業務を加えるなどする必要がある。

5.4 フレーミングのリスク回避

政治が「そもそももめる話題」である以上、フレーミングは避けられない。

外国人による選挙運動や落選運動など「意外と知られていない」合法な方法が存在する。違法でないことに対して言いがかり的なことをされるリスクを回避する、もしくは自らの知識不足によって相手に言いがかりを付けないためにも、ネット選挙に関する知識を学ぶ必要がある。

6．まとめ

ネット選挙解禁は選挙に新たな可能性を開いたとともに、未成年や期間外運動、買収、フレーミングなど、新たなリスクも生み出した。

公職選挙法の趣旨に合うのであれば法律を変えて無用なリスクは減らすべきである。

また悪法も法なりである。法律で禁止されている以上守らなければならない。教育現場等で啓蒙活動をし、リスクを減らす努力が必要だ。

7．謝辞

アンケート収集にあたりご協力いただいた東京大学の浜田先生、産能短期大学の豊田先生に感謝申し上げます。

引用文献

総務省2013－1
総務省ホームページより
http : //www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10_1.html#index01

総務省2013－2
総務省ホームページより
http : //www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10_1.html#index04

総務省2013－3
総務省「平成23年通信利用動向調査」より

総務省2013－４
総務省「インターネット選挙運動の解禁に関する情報」
http : //www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html

総務省2013－５
総務省「平成23年通信利用動向調査」より

趣旨説明2013
公職選挙法の法改正の趣旨説明より

明るい選挙2013
明るい選挙推進協会より

朝日新聞2007
朝日新聞2007年８月７日「自民・小林温氏陣営の出納責任者、日当買収容疑で逮捕」より
http : //www.asahi.com/senkyo2007/news/TKY200708070408.html

利用調査2013
本調査アンケートと同じ授業でのアンケート結果より、twitter の利用率は95％

Analysis of the University Student's Net Flaming, Prevention, and Proposal of Correspondence

MITSUTERU TASHIRO † 1
Otsuma Women's University School of Information-Studies

Abstract

In April, 2013, the Public Offices Election Act was revised, and we can use the Internet for election campaigns.

However, other prohibited matters, and the underage election activities and the election activities of those other than an election period are forbidden.

29% of students think that it is illegal to use twitter as a foreign service.

33% of students think that they may carry out an election campaign on election day.

44% of students think that you may have a part-time job of renewal of a network during election campaign days.

While the capacity factor of SNS or a mini-blog is increasing, it can be said that a possibility of violating the election law from now on while it has been unconscious also increasing.

While analyzing a college student's recognition investigation as an inquiry of a risk in a main subject, the proposal to future legal revision was performed.

Key Words（キーワード）

ネット選挙（net election），ネット炎上（net flaming），ICT リテラシー教育（ICT literacy education）